岩手社保協ニュース

2020年3月17日(火) No4(通刊104号)

〒020-0015 盛岡市本町通 2-1-36 浅沼ビル 6F TEL•FAX 019-654-1669

E-mail <u>i-shahokyo@aurora.ocn.ne.jp</u>

新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する緊急要請書を提出

医療機関・介護事業所等への感染症 防止対策の充実・強化を!

岩手県知事に要請



3月10日、岩手社保協は岩手県民主医療機関連合会、岩手県医療労働組合連合会と連名で、岩手県知事宛に「新型コロナウイルス感染症に対する医療機関・介護事業所等への感染防止対策の充実・強化を求める緊急要請書」を提出しました。(下記)

今野秀一医療政策室長は、「各方面からも要望を いただいており努力したい。」と述べました。岩手社 保協から鈴木露通事務局長と村山繁事務局員が出 席しました。 経済的理由で受診が抑制されないよ う、資格証明書でも保険証扱いに。

市町村国民健康保険担当課長に要請

新型コロナウイルス感染が広がりつつある中、 低所得者や無保険者、在留外国人が必要な検査や 治療を、適切に受けられているかどうかが問題に なっています。

厚労省は2月28日、「新型コロナウイルス感染症に係る帰国者・接触者外来の受診時における被保険者資格証明書の取り扱いについて」の通達を発出し、感染症拡大防止のためにも「資格証明書を被保険者証とみなして取り扱うこと」などが示されました。

岩手社保協では、33自治体の国民健康保険担当 課長宛てに、資格証明書が交付されている被保険者 に、直ちに短期保険証を交付することなどを求めた 要請書を送りました。(2頁)

昨年9月1日時点で、岩手県全体の交付対象世帯は85世帯(104人)です。また、同時期の短期被保険者証の交付対象世帯は4,508世帯(7,489人)で、そのうち813世帯(1,071人)が未交付となっていました。未交付は無保険状態にあることから、留め置きのまま放置することのないよう、直ちに郵送するようあわせて求めました。

知事あて要請書

新型コロナウイルス感染症に対する

医療機関・介護事業所等への感染防止対策の充実・強化を求める緊急要請

今般の新型コロナウイルス感染症に対するご尽力に敬意を表します。

県内ではまだ感染患者が発生しておりませんが、検査対応の整備と万全な感染防止対策が求められます。 医療機関や介護事業所等における感染防止対策を行っていく上で、自らの努力のみでは限界があります。

こうした状況を踏まえて、県に対して医療・介護事業所等への感染防止対策の支援や今後の施策の充実・強化をお願いしたく、緊急に要請いたします。

- 1、医療機関や介護事業所等では患者や利用者と接する上で感染対策に不可欠なマスク、消毒用アルコール 等の資材が不足しています。県は災害用の備蓄分を提供する対応をとっていますが、安定供給にむけて国 および関係機関への要請を重ねておこなってください。
- 2、県民の要望や問い合わせに対応する相談体制を充実し、さらに検査態勢の可及的速やかな整備を、国に要請してください。
- 3、今後、一般の病院でも患者の受け入れが予想されます。それを担う人的・物的整備のための財政支援が必要です。国に対し財政支援を求めるとともに、県としての施策を講じるよう要請します。

〇〇市

国民健康保険担当課長様

岩手県社会保障推進協議会 会長 佐藤 嘉夫

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、 資格証明書を交付されている被保険者に短期保険証を交付すること等を求める要請書

日ごろからの貴職のご尽力に敬意を表します。

また、今般の新型コロナウイルス感染症に対するご尽力にもあわせて敬意を表します。

2月28日に、厚労省の通達「新型コロナウイルス感染症に係る帰国者・接触者外来の受診時における被保険者資格証明書の取り扱いについて」が発出され、感染拡大防止のためにも「資格証明書を被保険者証としてみなして取り扱うこと」などが示されました。この通知が必要な該当者に伝わらなければ、受診抑制による感染拡大も引きおこしかねません。

2009 年新型インフルエンザ流行時の資格証明書交付世帯への自治体の対応では、2009 年 5 月 18 日の厚生労働省の通知を受け、大阪府堺市、東京都町田市、北海道苫小牧市、青森県青森市、千葉県柏市などで資格証明書交付世帯に対し、短期保険証を交付した実績があります。

さらに、熊本市は2020年3月3日、資格証明書交付世帯(491世帯747人)に、短期保険者証を交付、発送しました。

何よりも、新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念されるもとで、病院に行くことができない人を作らないことが重要です。

国民健康保険の被保険者について、資格証明書の交付者は10割の自己負担があるとの認識の下、経済的な理由から我慢の限界まで受診を控える方が少なくありません。受診控えによる重症化も引き起こしかねない状況にあります。国民健康保険証の取り上げが受診抑制の根本的な原因になっています。これまでの地域、自治体の経験を活かし、感染拡大を防止する観点からも早急に以下の対策をとるよう要請します。

記

- 1 資格証明書が交付されている国民健康保険の被保険者に対し、直ちに無条件で短期保険証を交付すること。さらに交付に際しては、行政から取り扱いについて直接説明し手渡しで届けるなど、確実に届くよう手段を講じること。短期被保険者証については、留め置きがないよう窓口交付とせず、速やかに郵送すること。
- 2 2020年2月28日付厚生労働省通達の内容を、すべての資格証明書交付者と医療機関等に周知し徹底すること。
- 3 経済的事由で受診を控えることがないよう、国保法44条による一部負担金の減免を行うことと 合わせ、国に対し緊急に財政措置を講じるよう求めること。

新型コロナウイルス

医療体制の整備が急務

流行時は病床不足も

3月9日付朝日新聞によると、新型コロナウイルスの感染拡大が国内で広がっているのを受け、厚労省は8日までに、本格的な流行に備えて医療体制の見直しを検討するよう都道府県などに求めたと報じました。

厚労省が外来患者数などを推計するための計算式を示し、その式に総務省が示した2018年10月1日現在の人口推計をあてはめると、岩手県は1日あたりの外来患者4300人、入院患者2500人、重症患者80人となっています。

岩手県の感染症病床は、10病院38床です(下表参照)。感染症病床のない釜石医療圏については、近隣の県立大船渡病院、県立遠野病院で対応するとしていますが、流行のピーク時に対応するには絶対的に足りません。

安倍首相は 14 日の会見で「1 万 2 千床の空きベッドを確保」と述べています。日本共産党の倉林明子議員は、「医師・看護師が確保できないからこそ空床になっている」と指摘し、公立・公的病院の再編統合計画の廃止と、感染症対策を含めた病床計画の見直しを求めました。

公立·公的病院再検証

再編・統合などあり得ない

感染症医療体制の充実・強化を!

厚労省が再編・統合の対象病院と名指しした、県内10病院のうち、盛岡市民病院、奥州市水沢病院、県立一戸病院の3病院には感染症病床があります。また、国立盛岡医療センターと県立江刺病院には結核病床があります。

いずれも、感染症や結核患者に対応する医療機関としての重要な役割が求められています。

北海道では、新型コロナウイルスによる臨時休校で、子どものいる看護師が出勤できなくなる事態となり、新規の外来患者を受け入れられなくなった病院がありました。

医師、看護師不足のもとで、ぎりぎりの人員体制で地域医療を支えている病院にとっては他人ごとではありません。

感染症対策は平時からの準備が重要です。いざというときに対応できる、医師・看護師等の人員体制と施設・設備等の充実・強化こそ求められています。

病院再編の検証延長・・厚労省通知

17日付赤旗によると、厚労省は新型コロナウイルス拡大で、440の公立・公的病院の再編統合の検証期限を事実上延長する通知を、都道府県知事あてに出したと報じました。

感染症指定病床一覧(H31年4月1日現在)

岩手社保協作成

種類	医療圏	医療機関	感染症 病床	結核病床 (稼働病 床)
一種		盛岡市立病院 ◎	2	
二種	盛岡	盛岡市立病院 ◎	6	
		国立盛岡医療センター◎		10
		盛岡つなぎ温泉病院		2
	岩 手	岩手県立中部病院		20
	中部	北上済生会病院	4	
		岩手県立遠野病院	2	
	胆江	奥州市総合水沢病院 ◎	4	
		岩手県立胆沢病院		9
		岩手県立江刺病院 ◎		15
	両 磐	岩手県立磐井病院		10
		岩手県立千厩病院	4	
	気 仙	岩手県立大船渡病院	4	10
	宮古	岩手県立宮古病院	4	5
	久 慈	岩手県立久慈病院	4	
	二戸	岩手県立二戸病院		10
		岩手県立一戸病院 ◎	4	
合 計			38	91

厚生労働省「感染症指定医療機関の指定状況」より抜粋

一種:第一種感染症指定医療機関 二種:第二種感染症指定医療機関

◎は再編・統合の再検証対象とされている病院

県立東和病院玄関前署名 57筆集約 「病院なぐしたら駄目だ」

2月27日、地域医療を守る岩手県連絡会は、県立東和病院の玄関前で署名行動を行いました。県医労から3人、地元の地域労連や年金者組合の方など5人、岩手社保協からは髙橋が参加しました。

時折雪が舞い降りる中、受診や見舞いで訪れた人々に訴え、2時間で57筆の署名を集めました。近くの東和温泉でも協力を得て温泉利用者に訴えました。



岩手県後期高齢者医療保険料(20、21年度)

均等割額 38,000 円 (年間)、所得割率 7.36%と据え置くも

一人あたり保険料:3, 134 円負担増の年 47, 525 円

2月17日、県後期高齢者医療広域連合運営協議 会が行われました。20、21年度の後期高齢者医療保 険料率については、均等割額が年38,000円、所得 割率は7.36%と据え置く方針を示しました。

しかし、一人あたりの保険料額は年47,525円と、 これまでより3,134円も負担増となりました。

負担増の要因は「特例軽減」の見直しによるものです。

「特例軽減」制度の見直しにより負担増

後期高齢者医療制度には、世帯の所得に応じた均等割の軽減措置(7割・5割・2割)が設けられていますが、7割軽減の低所得者に対しては、世論の批判を受けて制度創設から9割もしくは8.5割軽減とする特例軽減が設けられていました。

国は、昨年10月から消費税10%を前提に9割及び8.5割軽減の特例措置を廃止し、本則の7割軽減とすることを決めました。9割軽減対象者に対しては、年金生活者支援給付金が支給されることから、

20年度から本則の7割となります。8.5割軽減については、廃止から1年間に限り特例的に補填されますが、21年度から本則の7割になります。(下表)

滞納や受診抑制の心配も

昨年12月末現在、9割軽減の対象者は44,075人(20.3%)で年金収入は80万円以下です。8.5割軽減の対象者は52523人(24.2%)で、合わせて5割近くの高齢者が低年金で暮らしています。

国は、昨年10月から9割軽減対象者には、「年金生活者支援給付金」を給付しています。しかし、保険料を40年間払った人には月5000円が支給されますが、支払期間が10年の人には月1250円しか支給されません。消費税増税のもとで、低所得者ほど負担が大きくなるなか、限定的な軽減策で高齢者の分断を図っているとしか言えません。

負担増により、保険料の滞納や受診抑制につながる恐れがあります。

	9割軽減	8.5 割軽減		
H30年度まで	9割 (本則 (7割) +上乗せ (2割))	8.5割 (本則 (7割) +上乗せ (1.5割))		
H31 (R1)年度	10 月以降の上乗せ(国庫補助)廃止	10 月以降の上乗せ(国庫補助)廃止。		
	⇒通年 <u>8割</u> (※)	ただし、廃止から1年間1.5割上乗せ		
	「介護保険料軽減の拡充や 「年金 生活者支援給付金の支給」	(国庫特例補填) →通年 <u>8.5割</u> のまま		
R 2年度	本則(<u>7割</u>)	9月まで特例補填、10月以降廃止		
		→通年 <u>7.75</u> 割(※)		
R3年度から	2年度と同じ	本則 (7割)		

※年度を通して保険料を同一にするため、国庫補助廃止の時期(10月)で区切らず、通年に均す。

当広域連合における特例の縮小・廃止による保険料額

TIMENTED TO THE PROPERTY OF TH							
	人数(割合)	保険料(均等割)年額(※)					
	(R1.12 未現在)	Н30	H31 (R1)	R2	R3		
9割軽減	44, 075 人	3,800円	7,600 円	11,400円	11,400円		
0 11111/2	(20.3%)	(9 割)	(8割)	_(7割)_	(7 割)		
8.5割軽減	52,523 人	5, 700 円	5, 700 円	8,500 円	11,400 円		
	(24. 2%)	(8.5割)	(8.5割)	(7.75割)	_(7 割)_		

※現行保険料:均等割額38,000円。R2以降も現行と同じとした場合。